

平成26年12月

障害者関係団体の要望事項に対する意見

日本民間放送連盟
知財委員会ライツ専門部会法制部会
主査 笹尾 光

障害をもつ方々や身体が不自由である方々による放送番組を含めた情報へのアクセスを円滑にする環境を整備することは、たいへん重要なことであると考えており、放送事業者といたしましても、字幕放送や解説放送などの手段により改善に努めているところです。

つきましては、今回の「障害者関係団体の要望事項」に挙げられている要望のうち、放送事業に関係の深いと考えられる以下の3点について、当連盟の意見を申し述べます。

- ①（映像を含まない）字幕等のみを放送・有線放送すること
- ② 映像に字幕等を付して複製し、自動公衆送信、放送・有線放送すること
- ③ 映像に解説音声等を付して複製し、自動公衆送信、放送・有線放送すること

これらの権利制限の拡大については、障害者の方々の情報アクセス環境整備のために必要と考えられる範囲においては、やむを得ないと考えます。

一方で権利制限によってサービスを実施する以上、当該事業を行う者は非営利でありかつ、責任ある管理・運営に関して十分な能力を有する者に限定すべきです。また、受益者が当該障害を持つ方々に限定されるよう、実効性のある措置を講じる必要があります。なお、こうした観点から、②・③において自動公衆送信権を制限する場合は、受益者が限定でき、かつ現状で利用が想定されているIPTVのみに適用すべきと考えます。

以上